

民間建築物における吹付けアスベスト等に関する調査 【調査要領】

1 調査目的

この調査は、国土交通省住宅局建築指導課長の依頼に基づき、大阪府内の民間建築物における吹付けアスベスト等の使用状況等を調査するものです。

2 調査対象

調査の対象となる建築物は、昭和31年から平成元年までに建築された建築物で、延べ床面積が300㎡以上のものです。

本調査は、各種建物台帳等から調査対象となる建築物を抽出し、上記に該当する建築物の所有者、管理者の方に依頼を行っております。

所有者等が変更となっている場合などは、おそれいりますが、ご転送等していただきますようお願いいたします。

3 回答方法

別紙【調査票】を記入の上、同封の返信用封筒にてご返送下さい。

※複数棟ある場合は、おそれいりますが【調査票】をコピーして棟ごとに提出して下さい。

4 締め切り

令和○年○月○日(○)までにご回答下さい。

5 【調査票】記入上の留意事項 (別添のリーフレットもご参照ください。)

1) 吹付けアスベスト等の診断方法等について

下記 URL もしくは QR コードより、ホームページをご確認ください。

http://www.pref.osaka.jp/kenshi_anzen/asbesto/index.html



◆参考 (大阪府 HP)
「建築物の吹付けアスベスト対策」

2) 調査対象となるアスベスト等について

- ・ 今回の調査対象は、平成 18 年 10 月 1 日施行の改正建築基準法で規制されている吹付けアスベスト等です。
- ・ 「建築基準法で規制されている吹付けアスベスト等」とは、アスベスト繊維などを鉄骨や壁面に結合材（主にセメント）と水を混合したものを吹付け機で直接吹付け、フェルト状の層を形成させたもののうち、吹付けアスベストとアスベストの含有が 0.1%を超える吹付けロックウールです。
- ・ ボードなどにアスベストが成分として含まれているものもありますが、こうした「成型材」は今回の調査対象ではありません。（非飛散性のアスベスト）
- ・ 今回の調査は屋外または屋内に露出して吹き付けられているものが対象です。天井裏など露出していない吹付けアスベストは調査の対象外です。
なお、エレベーターの昇降路は天井裏とみなしませんので調査対象です。

6 調査にあたっての注意事項

- ・ 今回の調査においては、主に目視、設計図などの確認によりご判断をしていただき、吹付けアスベスト等である可能性が少しでもある場合は、吹付けアスベスト等が使われているものとしてご回答下さい。
- ・ 建築基準法で規制されている吹付けアスベストか、0.1%を超えるアスベストを含有した吹付けロックウールであるかどうかを正確に把握するためには、専門機関で分析調査が必要となります。（定性及び定量分析調査）

※わが国で使用されてきた主な石綿は、白石綿（クリソタイル）、茶石綿（アモサイト）及び青石綿（クロシドライト）ですが、他に「トリモライト、アンソフィライト、アクチノライト」が有ります。専門機関へ依頼される場合はこれら 6 種類について分析を依頼してください。

- ・ アスベストが含まれていると、解体時には各種届出が必要になる場合があることも踏まえ、今回の調査においても、できる限り専門機関で調査いただいた上でご回答いただきますようお願いいたします。

◆参考 別紙「アスベストに関する測定可能な事業所一覧（大阪府域）」

7 定期的観察と調査結果等の保存について

- 1) 吹付けアスベスト等が使用されている場合は、当面アスベストが飛散するおそれがない場合であっても、劣化等により将来的にアスベスト粉じんが飛散するおそれがあるため、定期的に観察することが重要です。

2) 定期的観察や調査による実態把握調査の結果等は、建築物の適切な維持管理、計画的な建築物の改修等の観点からも、適切に保存されるようお願いいたします。

8 返送先・問合せ先

〒559-8790

大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 27 階
大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室建築安全課
監察・指導グループ